

豊川市職員措置請求にかかる監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

(省 略)

2 請求書の提出

令和5年10月23日

3 請求の内容

請求人提出の豊川市職員措置請求書による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の要旨

① 豊川市は、豊川市議会議員及び豊川市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（以下「本件条例」という。）に基づき、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価の限度額にポスター掲示場数を乗じて得た金額を公費負担上限額として、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払うものと定めており、その上限額を49万7,326円としている。

② 令和5年4月23日執行の豊川市議会議員選挙には36人が立候補及び選挙ポスター作成費の公費請求を行い、交付総額は997万7,464円であった。立候補者の公費請求最高額は、49万7,326円で、同最低額は9万8,530円であった。

③ 豊川市議会議員選挙に立候補したA候補については、豊橋市議会議員選挙に立候補したB候補と同一の印刷者が公費請求をしており、以下のア～クの不自然な点が認められた。

ア A候補の公費請求額は49万7,326円（単価1,489円）で、B候補は21万7,544円（単価420円）と半分以下である。

イ 選挙運動用ポスター作成費用明細書にある用紙代が、A候補は334枚で6万6,800円（単価200円）で、B候補は517枚6万2,040円（単価120円）と、枚数の少ないA候補の方が高くなっている。

ウ 選挙運動用ポスター作成費用明細書にある印刷費は同じサイズであるが、A候補は24万円で、B候補は印刷費と刷版費を合わせて7万2,000円と、A候補の方が16万8,000円高くなっている。

エ 選挙運動用ポスター作成費用明細書にある加工費が、A候補は18万9,000円で、B候補は3,000円と、A候補の方が18万6,000円高くなっている。B候補の明細書にある写真撮影代1万円、企画デザイン費3万円、データ作成・色分解・色校費1万8,000円の合計5万8,000円は、A候補の明細に記載がないが、それらが加工費に含まれるとしても、金額が合わない。

オ A候補のポスターは、過去に作成した政治活動用立て看板の写真と同じものが使用されており、写真撮影代が費用に含まれているとは考え難い。今年新たに作った立て看板のデザインも、ポスターにキャラクターや雰囲気類似しており、ポスター代の公費に組み込んで請求していないか疑問がある。

カ A候補の公費請求限度額を超える4万8,054円は自己負担であるが、収支報告書に記載がなく実際に支払われているのか疑問である。

- キ X社のHPに掲載のある価格表には、400枚7万7,500円(税込8万5,250円)などと記載があり、この金額に企画デザイン費が含まれていないとしても、A候補の公費請求額と大きく乖離している。
- ク 多くの印刷業者では、依頼が遅れるほど短期での納入となり、金額が高くなるのは常識であるが、契約日が、B候補は3月29日、A候補は3月21日であった。
- ④ 豊川市議会議員選挙に立候補したC候補については、令和4年12月11日執行の茨城県笠間市議会議員選挙に立候補したD候補や令和5年4月23日執行の高浜市議会議員選挙に立候補したE候補と同一の印刷者が公費請求をしており、以下のア～キの不自然な点が認められた。
- ア C候補の公費請求額は、334枚分の48万6,805円(単価1,457.5円)で、D候補は348枚分で26万8,376円である。
- イ 選挙運動用ポスター作成費用明細書にある企画デザイン費が、C候補は34万9,030円で、D候補は8万円と、大きく乖離している。
- ウ 両候補のポスターを作成したY社の代表者F氏は、令和5年8月27日執行の九十九里町長選挙にG党所属で出馬しており、政党の仲間として各種印刷物を受注している。
- エ C候補は、街頭演説で名前入りたすきを使用していたが、収支報告書にその記載はない。また、選挙公報作成費も計上されておらず、はがき代1,590円が支出されたのみとなっている。一方、D候補は、たすき代1万3,000円と選挙公報代1万5,500円、ビラデザイン代5万円が収支報告書に計上されている。
- オ C候補と同じ印刷者を使ったE候補の公費請求額は78枚分の21万7,503円であった。また、収支報告書に、たすき代2万1,450円、はがき代4万4,000円、選挙公報代880円を計上しており、全て寄附となっていた。
- カ 茨城県笠間市は選挙ポスター公営費負担の明細書を添付させておらず、単価と枚数が書かれた内訳書のみ候補者より提出を求めていたため、用紙代などの比較はできなかった。
- キ C候補に直接聞いたところ「公費請求など政党に任せてしまい自分がどれだけ公費を使ったのか分からなかった」という旨の話であった。これは、印刷業者が候補者の経験不足等を利用して、不当に高い公費請求あるいは選挙ポスター以外の経費を混ぜて請求している可能性が高い。
- ⑤ 以上①～④により、A候補とC候補の公費請求額について不自然な点が多々あり、本件条例に定められていないポスター作成費以外の経費が請求されている、若しくは不当につり上げられた金額を請求されていると考えるのが相当である。市は、これらの事実を見逃し、あるいは気付かず、返還請求権の行使を怠っており、以下のア～オの点について調査し、過大請求分を返還させるべきである。
- ア A候補とB候補の選挙ポスター公費請求額の差額27万9,782円は不当な請求である。
- イ アのうち選挙運動用ポスター作成費用明細書にある用紙代の差額4,760円と印刷費の差額16万8,000円の合計額17万2,760円は不当な請求であることは明白である。
- ウ アのうち選挙運動用ポスター作成費用明細書にある加工費の差額18万6,000円についても、あまりに高額であり、調査の上不当な金額を洗い出し返

還を求めるべきである。

エ C候補とD候補の選挙ポスター公費請求額の差額21万8,429円は不当な請求である。

オ D候補のたすき代1万3,000円と選挙公報代1万5,500円、ビラデザイン代5万円の合計7万8,500円、若しくはE候補のたすき代2万1,450円、はがき代4万4,000円、選挙公報代880円の合計6万6,330円から、C候補のはがき代1,590円を引いた6万4,740円が、選挙ポスター公費請求額に含まれていると考えるのが相当であり、調査し返還を求めるべきである。

- ⑥ 監査委員は、令和5年度豊川市議会議員選挙の選挙ポスターの公営費負担に係る支出のうち、A候補の印刷業者に支給した49万7,326円のうちB候補の選挙ポスター経費との差額27万9,782円について調査の上、返還請求権を行使し当該印刷業者より返還するよう豊川市長に勧告してください。

また、C候補の印刷業者に支給した48万6,805円のうちD候補の選挙ポスター経費との差額21万8,429円について調査の上、返還請求権を行使し当該印刷業者より返還するよう豊川市長に勧告してください。

(2) その他

A候補と豊橋市の候補者の同一業者を利用した明細書を比較できたことは、豊川市選挙管理委員会による不正請求抑止の施策（明細書の添付）が力になったと言える。しかし、豊川市の明細書は様式が自由となっているため、正確な比較はできない。このため、豊橋市との様式の統一化など不正防止に一層の努力が必要であると考ええる。

さらに、本来選挙ポスター作成費用に入らないポスター貼り作業の無料サービスと称し、公費請求に組み込む業者も出現していることから、規制や指針を示すなどの対策が必要であると考ええる。

また、選挙ポスター作成費については、県内20を超える自治体が、公費請求上限額を国の規定以下に定め、地方自治法第2条第14項「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」、地方財政法第4条第1項「必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」の遵守に努めている。豊川市議会議員選挙においても8割弱の候補は30万円以下で作成しており、公費請求上限額の見直しをすべきであると考ええる。

以上のことから、豊川市監査委員に不当な支出返還の審査を求めるとともに、市当局への意見の付記を求めたい。

(3) 事実を証する書面

資料1 豊川市2023年市議会議員選挙ポスター公費請求額一覧表

資料2 豊橋市2023年市議会議員選挙ポスター公費請求額一覧表

資料3 A候補の選挙ポスター費用明細書の写し

資料4 B候補の選挙ポスター費用明細書の写し

資料5 A候補の選挙ポスター及び立て看板写真

資料6 X社HPの写し

資料7 B候補の選挙ポスター契約書の写し

資料8 D候補の収支報告書の写し

資料9 C候補の選挙ポスター費用明細書の写し

- 資料10 C候補のたすきが見える動画スクリーンショットの写し
- 資料11 選挙ポスター貼付サービス Z社の写し
- 資料12 愛知県内の選挙ポスター公費上限額一覧

第2 監査の実施

1 監査委員の除斥

本件監査請求の監査にあたって、豊川市監査委員奥澤和行は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥した。

2 請求の受理

本件監査請求は、令和5年10月30日に武田久計監査委員と鈴木篤男監査委員が要件審査を行い、法第242条第1項に定める要件を満たしていると認め受理した。

3 監査対象事項

請求の内容、請求人の陳述及び請求の要件審査の結果から、令和5年4月23日執行の豊川市議会議員一般選挙におけるA候補及びC候補の選挙運動用ポスター作成費用に係る公費負担分の支出について、市長に対し、過大請求分の返還を求める措置を講ずるよう勧告することを求めているものと解した。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和5年11月14日午前10時30分から豊川市役所監査委員室において、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人は、次の資料を提出するとともに、請求の要旨の補足を行った。

資料1 E候補の収支報告書の写し

資料2 E候補とC候補の同一たすきデザインが分かる

X（旧 Twitter）投稿の写し

資料3 E候補とC候補の同一デザインが分かる選挙ポスター画像の写し

資料4 Y社料金表の写し

資料5 A後援会事務所（看板）の変更届の写し

5 関係職員の調査及び陳述

総務部行政課（選挙管理委員会事務局）に対して、法第199条第8項の規定に基づき、あらかじめ必要関係書類の提出を求め調査照合するとともに、令和5年11月14日午後1時から豊川市役所監査委員室において、関係職員から陳述の聴取を行った。また、追加の資料の提出を求めたところ、令和5年12月1日までに回答を得た。

6 関係人の調査

令和5年11月14日に、法第199条第8項の規定に基づき、本件監査請求に係る関係人であるX社及びY社に対し、選挙管理委員会に提出した請求書に添付されている選挙運動用ポスター作成費用明細書に記載されている金額の内訳などについて文書により回答を求めたところ、令和5年11月30日までに回答を得た。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 選挙運動用ポスター作成公費負担制度の内容

公職選挙法（昭和25年法律第100号）では、金のかからない選挙を実現することにより、広く立候補の機会均等を図る手段として、選挙公営制度を採用している。その第143条第15項において、市は、市の議会の議員及び長の選挙について、前項の規定（衆議院小選挙区選出議員選挙等）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の選挙運動のために使用するポスターの作成について、無料とすることができる旨の規定がされている。

豊川市においても、この規定に基づき、「豊川市議会議員及び豊川市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例」（平成6年豊川市条例第23号。以下「豊川市条例」という。）が平成6年9月28日から施行されている。

この豊川市条例では、第2条で「候補者は、第7条に定める額の範囲内で、無料で、選挙運動用ポスターを作成することができる。」と規定し、第6条で「公費負担額は541円31銭にポスター掲示場数（豊川市議会議員及び豊川市長の選挙におけるポスター掲示場の設置及び選挙公報の発行に関する条例（昭和53年豊川市条例第35号）に基づき、令和5年4月23日執行の豊川市議会議員一般選挙においては334箇所となっている。）を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額をポスター掲示場数で除して得た1枚当たりの作成単価の限度額（1円未満の端数がある場合、その端数金額は切り上げ。）に、ポスター掲示場数を乗じて得た金額」と規定している。

なお、第7条で定める公費負担の限度額は、候補者1人について、単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数（ポスター掲示場数に相当する数を上限とする。）を乗じて得た額となっているが、単価の限度額については、国に準じた次の算式により算出された額となっている。

$$\text{単価の限度額} = \frac{541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}(334) + 316,250\text{円}}{\text{ポスター掲示場数}(334)}$$

令和5年4月23日執行の豊川市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場数は334箇所となっており、これにより作成単価の限度額は1,489円となり、334枚以上作成した場合の公費負担の限度額は49万7,326円となっている。

(2) 選挙運動用ポスター作成公費負担の事務手続き

事務手続きについては、「豊川市議会議員及び豊川市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程」（平成6年豊川市選挙管理委員会告示第19号。以下「規程」という。）が平成6年11月28日から施行されている。

また、豊川市議会議員一般選挙の執行にあたり「選挙公営の手引」が作成されている。これらによると、事務手続きは次のようになっている。

① 契約届出書の提出

公費負担を受けようとする候補者は、ポスター作成業者との間に有償契約を締結し、直ちに選挙管理委員会に契約書の写し及びポスター作成費用明細書の写しを添えてポスター作成契約届出書を提出する。

② 確認申請と確認書の交付

契約の届出をした候補者は、ポスター作成枚数について、ポスター作成枚数確認申請書を選挙管理委員会に提出し、確認を受け、直ちに交付されたポスター作成枚数確認書をポスター作成業者に提出する。

- ③ 作成証明書の提出
ポスターを作成した候補者は、ポスター作成証明書をポスター作成業者に提出する。
- ④ 請求書の提出
ポスター作成業者は、選挙の期日後速やかに、請求書に請求内訳書、ポスター作成証明書及びポスター作成枚数確認書を添えて豊川市長に提出する。
- ⑤ 支払い
豊川市長は、ポスター作成業者からの請求により、必要書類などを確認して、ポスター作成業者に所定の経費を支払う。

(3) 選挙運動用ポスター作成に係る支出
令和5年4月23日執行の豊川市議会議員一般選挙に関するポスター作成に係る公費負担額の支出は、次のとおりであった。

- ① A候補は、令和5年3月21日付けでポスター作成業者と契約を締結しており、選挙管理委員会への届出は、令和5年4月16日に行われていた。また、C候補は、令和5年3月20日付けでポスター作成業者と契約を締結しており、選挙管理委員会への届出は、令和5年4月16日に行われていた。なお、両候補ともに、契約書の写しは全て添付されていた。
- ② 両候補ともに、選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書は、令和5年4月16日に選挙管理委員会へ提出されており、選挙管理委員会においては、同日、確認書が候補者へ交付されていた。
- ③ A候補のポスター作成業者からの請求書は、令和5年4月28日付けで、C候補のポスター作成業者からの請求書は、令和5年5月9日付けで豊川市長に提出されていた。
- ④ 豊川市長は、上記請求に基づき、支出負担行為及び支出命令を行い、A候補のポスター作成業者へ令和5年5月24日、C候補のポスター作成業者へ令和5年5月31日にポスター作成費を支払っていた。

(4) 監査対象機関への確認

法第199条第8項の規定に基づき、本件監査対象機関となる選挙管理委員会に対し、文書で調査資料の提出を求めた。

- ① C候補から選挙ポスター作成に係る収支報告書の記載事項の修正申告があり、それらによると、たすき代、はがき代、選挙公報のデザイン代及び実際には選挙で使用しなかった選挙運動用ポスターを政党からの寄附として、収支報告書の収入及び支出に追記されていた。

(5) 選挙運動用ポスター作成業者への確認

法第199条第8項の規定に基づき、本件監査請求に係る関係人であるX社、Y社に対し、それぞれ文書で回答を求めたところ、次のような回答があった。

- ① X社（A候補、B候補分）
 - ・「両候補を比較して、印刷仕様は同じですか。単価が違う理由は何ですか。」と質問したところ、「A候補は写真データのみ支給があったのに対し、B候補は自身でデザインされており、デザイン代及び写真データ補正が工程に含まれていないため金額が異なる。」との回答があった。
 - ・「A候補の印刷及び加工に区分される具体的な項目とその金額をお示してください。」

と質問したところ、「印刷は、本番印刷1回8万円、本機校正2回分16万円。加工は、基本デザイン代10万円、第1回目及び第2回目の校正印刷後の写真データ補正がそれぞれ2万5,000円、最終データ補正が3万9,000円、合計18万9,000円。」との回答があった。

- ・「貴社HPに掲載のある選挙ポスター価格表に含まれる作成との違いは何ですか。」と質問したところ、「当社HPの価格は、デザイン会社または印刷会社向けの価格であり、そのまま印刷可能な状態のデータが提供されることを前提とした価格となっている。写真の補正や色味の校正により、HPの価格がそのままポスター代になる訳ではない。」との回答があった。

② Y社（C候補、D候補分）

- ・「両候補を比較して、印刷仕様は同じですか。単価が違う理由は何ですか。」と質問したところ、「両候補のポスターの印刷仕様については、差異はない。統一地方選挙が近づくにつれて急激な需要増から、平時より価格が上昇傾向にあったが、100名程度の受注があったことによるスケールメリットを十分に生かし、版の調整など企業努力により通常よりも大変安く製造できた。」との回答があった。
- ・「C候補の企画デザイン費用について、その内容はどのようなものか。具体的な項目とその金額をお示してください。」と質問したところ、「企画デザイン費の詳細は、写真撮影（メイク・出張料込み）12万1,000円、デザイナー人件費16万5,000円、写真修正・調整8万円、データ作成（記載事項等確認・データ管理）1万7,933円であり、C候補が選挙直前の党派変更に伴い急遽デザイナーに依頼したため、通常よりデザイナー人件費が増加した。D候補は第26回参議院議員選挙茨城県選挙区のポスターデザインを流用したため、写真の差し替え作業を含む修正・調整として8万円のみ計上した。」との回答であった。

2 監査委員の判断

請求人の陳述、関係職員の陳述、関係人への照会及び事実関係の確認により、本件監査請求については次のとおり判断する。

- (1) 令和5年度豊川市議会議員選挙の選挙運動用ポスターの公営費負担に係る支出のうち、A候補の印刷業者に支給した49万7,326円のうち豊橋市議選で立候補したB候補の選挙ポスター経費との差額27万9,782円について調査の上、返還請求権を行使し当該印刷業者より返還させるよう豊川市長に勧告してくださいとの主張について

請求人がA候補の公費請求額について不自然な点が多々あり、本件条例に定められていないポスター作成費以外の経費が請求されている、若しくは不当につり上げられた金額を請求されていると主張している印刷業者に、ポスター作成費の差異の理由を文書で問い合わせしたところ、当該印刷業者から回答を得たものである。その回答によれば、ポスター作成費の差異は、印刷費、デザイン費の多寡によるものであり、明細により内訳が明らかになっている。したがって、請求人が求める措置に理由がない。

金額に差が生じるのは、候補者が発注し作成したポスターのデザイン、印刷など、その補正や工程の違いと考えられ、ポスター作成に係る金額の差が大きいことをもって、不正な請求があったと断定することはできない。市に提出されたポスター作成の契約書や費用明細書において、明らかな錯誤、不正であると認められる箇所は

なく、豊川市条例で定めた金額の範囲内での公費負担であるため、違法な公費支出であると認められない。また、裁判例においても、「一般的にポスターの作成代金は、その材質、印刷費、デザイン料、撮影費、印刷枚数等によって異なることが考えられるところ、選挙に際してどのようなポスターを作成するか、ポスター作成にどの程度の費用をかけるかは本来候補者が自由に決定すべきものであり、地方公共団体としては、できるだけかかる自由を尊重すべきものと考えられること、ただ地方公共団体としては、一定の負担限度額を定めておけば公費負担の趣旨を損なうおそれは小さいと考えられること、かかる公費負担の事務手続は、短期間内に大量かつ集中的に処理される必要があること、などを考慮したものと解され、これによれば、前記各法令は、(中略) 候補者から提出された必要書類を審査し、その内容に特段の疑念を抱かせる記載がない以上、特にその真偽や相当性について調査することなく、定められた限度額内でポスター代金を支払うことを許容しているものと解するのが相当である。」[平成14年1月23日名古屋高等裁判所判決(平成14年7月19日最高裁棄却により確定)]とされている。

以上のことから、請求人の主張には理由がない。

- (2) C候補の印刷業者に支給した48万6,805円のうちD候補の選挙ポスター経費との差額21万8,429円について調査の上、返還請求権を行使し当該印刷業者より返還するよう豊川市長に勧告してくださいとの主張について

請求人がC候補の公費請求額について不自然な点が多々あり、本件条例に定められていないポスター作成費以外の経費が請求されている、若しくは不当につり上げられた金額を請求されていると主張している印刷業者に、ポスター作成費の差異の理由を文書で問い合わせしたところ、当該印刷業者から回答を得たものである。その回答によれば、ポスター作成費の差異は、主に企画デザイン費の多寡であり、かつ、ポスター受注の時期が異なることによるものである。

金額に差が生じることについては、(1)で述べたことと同じである。市に提出されたポスター作成の契約書や費用明細書において、明らかな錯誤、不正であると認められる箇所はなく、豊川市条例で定めた金額の範囲内での公費負担であるため、違法な公費支出であると認められない。また、本来、選挙ポスター公費の対象とならないたすき代、はがき代、選挙公報代についても、収支報告書の記載事項の修正申告があり、それらによると、政党からの寄附であったことも確認でき、選挙ポスター公費請求額に含まれているとは言えないところである。

以上のことから、請求人の主張には理由がない。

以上、(1)及び(2)のとおり請求人の主張には理由がないものと判断し、請求を棄却する。

第4 意見

選挙運動用ポスター作成に係る公費負担の返還請求に関する監査を実施してきたが、これらのことを踏まえ、監査の結果において以下のように意見を付す。

- 1 選挙運動用ポスター作成費の公費負担分の支出に当たっては、ポスター作成契約書及び契約金額の費用明細書等の提出書類によって審査を行っているが、契約金額の費用明細書の内訳が、候補者によって、その書き方に差異が生じていることから、具体

的な内訳が示された様式とするなど、公費負担の使途の明確化、透明性及び公平性を確保することを望む。

- 2 公費負担として支出する公金は、市民の税金を原資としていることに鑑み、候補者各位には、公費負担の対象となる選挙運動費用の支出に当たり、経済性・効率性に配慮することも必要であると考えられる。

このため、選挙管理委員会においては、選挙公営制度について「選挙公営の手引」を作成し、各候補者に説明しているが、条例に記載している公費負担の限度額は、あくまでも公費負担する金額の上限を示したもので、公金による支出であることから、候補者への公費負担制度の周知徹底を図るとともに、選挙公営制度の適正な運営に努められたい。